

一般社団法人 三重県臨床心理士会 入退会及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県臨床心理士会（以下、「本会」という）定款第10条の規定に基づき、会員の入退会及び入会金、会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者であって、かつ、暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。

(入会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、常務理事会での審議を経て常務理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

3 正会員及び賛助会員の資格は、入会承認後、入会金及び年会費を納入した日に発生する。ただし、入会手続きが4月～6月に行われた場合は、その年度の年会費は徴収しない（みなし納入扱い）こととする。

(登録記載事項の変更)

第4条 会員は、入会申込時に本会に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なく本会事務局に届け出なければならない。

(入会金)

第5条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 5,000円

(2) 賛助会員（個人） 5,000円

賛助会員（団体） 10,000円

2 他の都道府県臨床心理士会、又はそれに準ずる団体からの転入会である者については、第1項の入会金を免除する。転入会希望者は、以前の所属先の在籍証明書を事務局に提出しなければならない。

3 定款第7条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合には、第1項の入会金を免除する。

(年会費)

第6条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 7, 0 0 0 円

(2) 賛助会員 5, 0 0 0 円

2 第1項の年会費は、一括して支払うものとする。

3 事業年度の中で入会した会員についても、第1項に定める年会費を支払うものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。但し、その会員の除名が総会の議題に挙がっている間は退会できない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、納付済みの会費は返還しないものとする。

3 年会費を2年間滞納した会員を、理事会は退会処分とすることができる。

(休会)

第8条 休会は、当該会員からの申請によって、個々の事情を理事会にてその認否を決定する。認められた会員は休会することができる。休会期間の延長については、理事会で検討するものとする。

会計年度初日現在休会している会員については、該当年度の年会費が免除される。ただし、休会期間中の会員は例会に出席することはできない。

(委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。

(変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の入会金の額及び第6条第1項の年会費の額は、総会の決議で変更するものとする。

附則 2 0 2 3 年 7 月 3 日 施行